

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書

令和 年 月 日

茨木市長 様

所在地  
名称  
代表者  
電話番号

印

※自署の場合は押印不要

私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)

$\frac{B-A}{B}$

$\times 100$

A : 信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等

\_\_\_\_\_ 円

B : Aの期間に対応する【前年・前々年】1か月間の売上高等

\_\_\_\_\_ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)

$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D}$

$\times 100$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等

\_\_\_\_\_ 円

D : Cの期間に対応する【前年・前々年】2か月間の売上高等

\_\_\_\_\_ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

申請のとおり相違ないことを認定します。

(※本認定の有効期間は認定日から起算して30日です。)

茨商第 \_\_\_\_\_ 号

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

茨木市長 福岡 洋一

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 茨木市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 認定書の有効期間は、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第二条第六項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります。

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書

令和 年 月 日

茨木市長 様

所在地  
名称  
代表者 印  
電話番号

※自署の場合は押印不要

私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- 1 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 2 売上高等
- (イ) 最近1か月間の売上高等
- 減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)
- $$\frac{B-A}{B} \times 100$$
- A : 信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円
- B : Aの期間に対応する【前年・前々年】1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円
- (ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み
- 減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)
- $$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$
- C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円
- D : Cの期間に対応する【前年・前々年】2か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円
- 3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

申請のとおり相違ないことを認定します。  
(※本認定の有効期間は認定日から起算して30日です。)

茨商第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 年 月 日

茨木市長 福岡 洋一

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 茨木市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 認定書の有効期間は、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第二条第六項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります。